

## 合意書

アエラホーム株式会社（以下、甲という）と、適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

### 記

第1条 甲は、消費者（注文者）との建築工事請負契約を締結するに際し、次の各号の意思表示を行わないことを約束する。

- (1) 工事の追加・変更によって生じた増加費用及び甲に生じた損害について、甲に帰責事由がある場合にも、注文者が負担するものとする。
- (2) 訴訟により紛争の解決を図る場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする

第2条 甲は、前掲第1条の意思表示と解されうる条項が記載された、契約締結に未だ利用されていない契約書ひな形及び建築工事請負契約約款、その他一切の表示を破棄すること。

第3条 甲は、自らの従業員に対し、前掲第1条記載の意思表示を行わないように、また、前条記載のとおり契約締結に未だ利用されていない契約書ひな形及び建築工事請負契約約款、その他一切の表示を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること。

第4条 甲が前掲第1条ないし第3条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 再発防止の為、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。

第5条 乙が本合意書の履行内容を確認する為に、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、その時使用している申込規定等の提供その他必要な協力を行うものとする。

第6条 甲および乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2018年7月7日

甲) 東京都千代田区九段南 2-3-1 青葉第1ビル2階  
アエラホーム株式会社  
代表取締役 中島 鷹秀

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 理事長 和田 寿昭